

議案第107号

沼田市奨学資金貸付基金管理条例の一部を改正する条例について

沼田市奨学資金貸付基金管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市奨学資金貸付基金管理条例の一部を改正する条例

沼田市奨学資金貸付基金管理条例（昭和43年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「資金」の次に「（ふるさとぬまた未来創造奨学金給付規則（令和2年教育委員会規則第6号）第1条に規定するふるさとぬまた未来創造奨学金を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。